

この度の新潟県における豪雪による被害を受けられました皆様へ

この度の豪雪による被害を受けられました皆様方に心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

(2) 保険金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

*災害救助法が適用されている地域は次のとおりです。

(平成 30 年 2 月 14 日現在)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 30 年 2 月 14 日	【新潟県】 長岡市 (ながおかし) 小千谷市 (おぢやし) 十日町市 (とおかまちし) 魚沼市 (うおぬまし) 東蒲原郡阿賀町 (ひがしかんばらぐんあがまち)	連日の降雪により、これを放置すれば住家の倒壊により多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 *災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

以上